

## 提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 佐伯市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例  
 意 見 募 集 期 間 令和7年12月10日～令和8年1月9日  
 意 見 等 の 提 出 件 数 30 件

区 分	件 数	件数
条 例 案 に 反 映	2	
条 例 案 に 既 に 盛 り 込 ミ 済み	3	
今 後 の 檢 討 課 題	13	
検 討 し た が 原 案 を 維 持	7	
そ の 他	5	

項目	意見等の概要	市の考え方
1 第4条 第7条	<年代別・立場別の啓発について> 多様な立場の市民がそれぞれの環境に応じて学べる仕組みづくりを期待する。	【条例案に既に盛り込み済み】 インターネットの使い方や感じ方は、年代や立場によって異なることから、インターネットリテラシーの向上に資する施策を規定する第7条第1号において「市民の年齢、立場等に応じた」という表現としました。効果的な施策を実施できるよう努めます。
2 第7条	<相談支援体制の分かりやすさについて>市公式サイトや広報などで、相談窓口・対応フロー・必要に応じた専門機関への連携などを分かりやすく示してほしい。	【その他】 相談窓口やフローなどについては、HPはもちろん、制定後作成するチラシにもお示したいと考えております。
3 情報発信	<公的立場にある方の情報発信について>市民のリテラシー向上と併せて、議会や行政職員など影響力のある立場の方が丁寧で配慮ある情報発信を心がける旨を条例の中で具体的に触ると市民も理解しやすく、条例の実効性が高まる。	【条例案に既に盛り込み済み】 議会については、その情報発信の影響を考慮し、市民の役割とは別に議会の役割を明記する規定を設けました。また、職員については、市の責務として整理しております。なお、佐伯市では職員向けに「佐伯市ソーシャルメディア活用ガイドライン」にて職員がソーシャルメディアを利用する際の指針を定め、周知徹底を図っております。
4 予算措置	経済的な支援も必要かと思われるため、予算措置を講じてほしい。	【今後の検討課題】 経済的支援については、他の被害者支援施策とのバランス等の課題があり、慎重な検討が必要だと考えております。
5 第6条 第7条	専門的な助言ができる人員の確保や、常に窓口が開かれていることを市民に広報しておくことが必要。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
6 第7条	ある程度具体的なことがわかる条例にして頂きたい。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
7 被害者支援	「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」の改正でなく、別建てで条例を制定するのであれば、防止だけに留めずに、被害者支援の対応（モニタリングや相談体制、削除要請等の発生事案の対応）まで書き及ぶ方が良いのではないか。	【検討したが原案を維持】 「佐伯市人権尊重のまちづくり条例」は、あらゆる差別を撤廃する人権擁護を目的としており、包括的な理念や取組を定めています。一方この条例は、インターネット特有の匿名性や情報拡散による被害の深刻化などの課題に特化し、急増するインターネット上の人権侵害を防止することをその目的としています。また、行政の立場で被害者支援として削除要請等を行うことは、表現の自由を委縮させる可能性があることから慎重に対応すべきと考えています。今後、相談支援体制の整備の中で国や県と相談しながら進めていきたいと考えています。
8 第8条	この条例の第8条においては、市長がさまざまな性質の施策を行える可能性があるため、第7条のように条文中に「ただし、市民の表現の自由を不当に侵害してはならない。」という条項を追加する。	【条例案に反映】 第7条に表現の自由に配慮しつつと明記されておりましたが、別建てで条項を追加して定めます。

項目	意見等の概要	市の考え方
9 第5条	第5条について、あいまいな表現ではなく、議会リテラシーに関する追記ができるないか。	【検討したが原案を維持】 議会リテラシーに関することにつきましては、地方自治法のほか、佐伯市議会基本条例や佐伯市議会議員政治倫理条例において示されていることから、議会リテラシーについては、別の規定に盛り込み済みと判断いたしました。
10 第3条 第7条	人権侵害があつてからの後追いの相談にばかり力を入れることよりも、抑止力としての条例制定となるために、市としては啓発教育にしっかり力を注いでほしい。	【条例案に既に盛り込み済み】 第7条のとおり、効果的な啓発を実施してまいります。
11 罰則	もう少し時代に即した新しい感覚が必要であると思う。最新モデルは鳥取県の条例でSNS中傷に削除命令や過料といった全国初の内容。悪質なデマや流布により苦しめられている人が声を上げやすい救済制度や罰則規定も盛り込む時代ではないか。	【検討したが原案を維持】 表現の自由への制約、委縮に繋がりかねないため、理念条例としています。条例自体に罰則は規定していませんが、誹謗中傷やプライバシー侵害は、名誉棄損罪や侮辱罪などの刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となりうるため、こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。
12 第7条	第7条のインターネットリテラシーの向上に資する施策を明示し、用語説明をしていただきたい。また、相談支援体制の整備をするために留意事項を掲げると市民は分かりやすい。	【検討したが原案を維持】 用語の定義は第2条に規定しているとおりですが、必要に応じ、説明を補足したいと考えています。
13 第2条	条例を制定しても、言動の自由とどこからが人権侵害なのかが分かりにくい。	【今後の検討課題】 第2条第1号の定義に基づくものと推察しますが、今後の啓発事業の中でしっかりと説明をおこなってまいります。
14 罰則	罰則の規定がないのが気にかかるが、総合的に判断して「インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例」に「賛成」。	【検討したが原案を維持】 表現の自由への制約、委縮に繋がりかねないため、理念条例としています。条例自体に罰則は規定していませんが、誹謗中傷やプライバシー侵害は、名誉棄損罪や侮辱罪などの刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となりうるため、こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。
15 罰則	条例の中で行為者に対する制裁を明記すべきではないか。罰則規定が加害行為を留めさせる抑止力になるのではないか。鳥取県では、SNS中傷削除条例が成立したが、今後削除要請も検討すべき要素として必要性を感じた。	【検討したが原案を維持】 表現の自由への制約、委縮に繋がりかねないため、理念条例としています。条例自体に罰則は規定していませんが、誹謗中傷やプライバシー侵害は、名誉棄損罪や侮辱罪などの刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となりうるため、こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。
16 罰則	この条例に抵触した場合、どの法に問われ、どのような過料が課されるのかと言った条項が必要ではないかと思う。	【検討したが原案を維持】 表現の自由への制約、委縮に繋がりかねないため、理念条例としています。条例自体に罰則は規定していませんが、誹謗中傷やプライバシー侵害は、名誉棄損罪や侮辱罪などの刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となりうるため、こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。
17 制定の意義	市の責務遂行が実現されるように、具体性と強い決意を感じることができる条文をさらに明確に表記するべきである。	【その他】 本条例の意義は、ネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害、差別的言動等の発信及び拡散による人権侵害が後を絶たず、深刻な社会問題となっていることから、誹謗中傷等を行わないこと等を市民の役割として定めるとともに、市が取り組むべき施策、相談体制の整備などインターネット上の人権侵害を許さない社会の実現に向けた取り組みを市が目指すこととする点にあります。こうしたことも含めて啓発を実施してまいります。

項目	意見等の概要	市の考え方
18 被害者支援	条例の性格上、法律の正しい理解に基づいている事が必要があり、法律の専門家（弁護士など）をオブザーバーとする必要と見解を取り入れる必要がある。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
19 第1条	「インターネット上」の誹謗中傷に限定するのではなく、市民の日常の社会生活においても配慮が必要であるという文言を加筆すべきである。	【検討したが原案を維持】 今回の条例に関しましては、インターネット上の誹謗中傷等の防止に特化した条例となっております。しかしながら、社会生活における配慮として誹謗中傷の抑止には、これまで以上に人権教育・人権啓発に取り組んでまいります。
20 啓発活動	市民に対しての継続的な啓蒙啓発活動の実施も条文に加えていただきたい。	【条例案に反映】 第7条基本的施策の中で継続的に実施することを明記します。
21 その他	相談窓口のわかりやすさ（周知・導線）を具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【その他】 相談窓口については、制定後作成するチラシにお示ししたいと考えております。
22 その他	市HP・SNS・学校・自治会等で、相談先や手順（何を保存するか、どこへ連絡するか）を簡潔に周知し、緊急時に迷わない導線を整備。	【その他】 緊急時に迷わない導線については、制定後作成するチラシにお示ししたいと考えております。
23 その他	一次対応の標準化（初動支援）を盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
24 その他	被害者が最初に取るべき行動（投稿の保存方法、通報、関係機関へのつなぎ等）をチェックリスト等で統一し、職員・関係者の対応品質がばらつかない体制を望む。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
25 その他	子ども・若者への教育と保護者支援を具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
26 その他	学校での情報モラル教育だけでなく、保護者向けのミニ講座や資料配布など、家庭側の理解を底上げする取り組みを推進することを具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
27 その他	事業者・地域団体向けの啓発（風評被害対策）を具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
28 その他	事業者・団体向けに、誹謗中傷を受けた際の相談・支援の道筋を明確にし、必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを整える。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
29 その他	当事者の声を反映する継続的な見直しを具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。
30 その他	運用後も、相談件数や傾向、啓発の効果などを定期的に整理し、市民の声を踏まえて改善することを具体策として盛り込む（または運用で明確化する）。	【今後の検討課題】 ご意見は今後の参考といたします。